

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	26-5. 消防防災関係事業					協議細目
調整方針	1 自主防災組織については、基本的には、関市の制度に統一するものとする。ただし、組織の構成・人員については、現行のとおりとする。 2 消防協力団体については、当分の間は現行のとおりとし、合併後に関市の制度に準じて再編するものとする。 3 防災行政無線については、新市において周波数の統一を図り、各町村に整備されている防災行政無線局を統合し、統合卓及び選択呼出変換装置を設置し、遠隔操作により緊急放送体制を確保するものとする。 4 武儀町におけるオフトーク通信については、当分の間は現行のとおりとする。ただし、合併後、効率的な運用を検討し防災面も合わせて総合的に調整するものとする。					
項目	参 考 資 料					
自主防災組織						
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村	武 芸 川 町
名 称	関市自主防災会連絡協議会	洞戸村消防協力隊	板取村消防協力隊	武儀町自衛消防隊	上之保村消防協力員	武芸川町自主防災組織
組織数	153団体	4隊	6隊(分団毎)	27隊(自治会毎)	6地区	9地区
人 員		100人	80人	470人	70人	全世帯加入
構 成	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合傘下の単位自治会又は、複数の自治会で組織され現在153団体ある ・自治会役員が兼務していることが多い 	・主に消防団の退団者	・分団毎に組織され各隊15人以内	・自治会毎に組織され消防団の退団者など区民の希望者	・消防団の退団者	・自治会毎に組織され区長が消防隊長を務める
貸与品	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・半天 ・腕章 ・旗 ・メガホン 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・法被 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット 	/
補助金	訓練助成金 5,000円/回	/	1人 1,000円/年	1隊 10,000円/年 戸数割 180円/戸	/	/
手当等	/	/	1人 5,000円/年 出動手当 600円/回 傷害保険に加入	/	/	/

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

項 目		参 考 資 料					
消防協力団体							
区 分		関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村	武 芸 川 町
耐震消火隊	名 称	関市耐震消火隊連絡協議会	/	/	/	/	/
	組織数	22隊					
	人 員	393人					
	構 成	・100t耐震貯水槽設置地区の住民					
	補助金	95,000円/年					
	手当等	-					
消防友の会	名 称	関市消防友の会	洞戸村消防友の会	/	/	/	/
	会員数	11支部(365人)	524世帯				
	構成等	・消防団の退団者	・消防団員のいない世帯が加入(強制ではない) ・年会費1世帯500円				
	補助金等	285,000円/年	60,000円/年				
女性防火クラブ等	名 称	関市女性防火クラブ	洞戸村女性防火クラブ	板取村女性防火クラブ	武儀町女性防火クラブ	上之保村女性防火クラブ	武芸川町女性消防隊
	人 員	1,989人	200人	588人	680人	20人	200人
	構 成	・関市自治女性の会連合会の会員	・洞戸村女性会の会員	・板取村連合女性会の会員等	・武儀町婦人会の会員	・上之保村婦人会連合会の会員より選出	・武芸川町女性会の会員
	補助金等	110,000円/年	30,000円/年	1人 1,000円/年	40,000円/年	128,000円/年	-
	手当等	-	-	-	-	-	出動手当 1,000円/回

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

項 目		参 考 資 料						
防災行政無線								
区 分		関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村	武 芸 川 町	
防災行政無線	同報系無線	識別信号	こうほうせき	こうほうほらど	こうほういたどり	こうほうむぎ	こうほうかみのほ	こうほうむげがわ
		親局	1局	1局	1局	1局	1局	1局
		子局	160局	28局	22局	32局	25局	25局
		戸別受信機	900台	全世帯及び官公署	全世帯及び官公署	29台	全世帯及び官公署	全世帯及び官公署
	移動系無線	識別信号	ぎょうせいせき	ぎょうせいほらど	ぎょうせいいたどり	ぎょうせいむぎ	ぎょうせいかみのほ	ぎょうせいむげがわ
		基地局	1局	1局	1局	1局	1局	1局
車載・携帯型無線		276機	12機	23機	26機	21機	29機	
その他	回線				NTT回線 (回線使用料は町負担)			
	個別受信機				全世帯・企業及び官公署			
		<p>【同報系無線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村庁舎（災害対策本部）と屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用されています。 ・災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態です。 <p>【移動系無線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車載型や携帯型の移動局と市町村役場や、移動局相互間を結ぶもので、現地からの情報伝達などに活用されます。 						

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
先進事例	<p>「飛騨市」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当分の間、現行のとおり継承し、新市において速やかに地域防災計画を策定する。この間、住民生活に支障のないよう、災害時の指揮命令系統を直ちに整備する。 ・ 防災行政無線の運用については、当分の間は、現行のとおりとし、新市において周波数の統一を図る。 <p>「郡上市」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画は、新市において速やかに策定するものとする。 ・ 屋外緊急放送設備については、新市において新たに周波数を統一した全地域を対象とする同報系防災行政無線を順次設置する方向で検討するものとし、当面は現設備を連動できる設備を導入し、緊急放送体制を確保するものとする。 ・ 屋内の緊急放送設備については、新たに各世帯に有線放送による音声告知放送設備を設置するものとし、同報系防災行政無線及びオフトーク通信による屋内放送設備は、新設備を整備次第順次廃止する方向で検討するものとする。 ・ 移動系防災無線については、当面現行施設、設備を利用することとするが、新市において新たに周波数を統一した全地域を対象とする施設を設置する方向で検討するものとする。